

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		認定都市利便増進協定の変更の認定
根拠条例・規則等名		都市再生特別措置法
条 項		第76条第2項において準用する第75条
所 管 部 課		都市局 まちづくり推進部 市街地整備課（電話：048-829-1464）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	(1) 土地所有者等の相当部分が協定に参加していること。 (2) 法第118条第1項の規定による指定を受けた都市再生推進法人が協定に参加していること。 (3) 協定において定める法第74条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、法第46条第13項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。 (4) 協定において定める法第74条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。 (5) 協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (6) 協定締結者が、次のいずれにも該当すること。 (ア) 集团的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）でないこと。 (イ) 暴力団の構成員又は暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。
	設定等年月日	平成28年6月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	(未設定) 申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		